

議案第74号

安曇野市立認定こども園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項の認定を受けて運営する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき設置する保育所（以下「認定こども園」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(開園日数)

第3条 認定こども園の開園日数は、年280日以上とする。

(開園時間)

第4条 認定こども園の開園時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後7時まで
- (2) 土曜日（別に定める認定こども園に限る。） 午前7時30分から午後4時30分まで

(休日)

第5条 認定こども園の休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項に定める休日のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という）第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに該当する子ども（以下「1号認定子ども」という。）の長期休業日については、年度ごとに市長が定める。

(事業)

第6条 認定こども園は、次の事業を行う。

- (1) 法第3条第2項第2号及び法第6条の教育及び保育
- (2) 法第3条第2項第3号の子育て支援事業
- (3) 支援法第59条第1項第1号の事業
- (4) 児童福祉法第6条の3第7項の一時預かり事業

(利用資格等)

第7条 認定こども園を利用できる者は、次に掲げる子どもであって、支援法第20条第1項の認定を受けたものとする。

(1) 1号認定子ども

(2) 支援法第19条第1項第2号の小学校就学前子どもに該当する子ども（以下「2号認定子ども」という。）

(3) 支援法第19条第1項第3号の小学校就学前子どもに該当する子ども（以下「3号認定子ども」という。）

(教育及び保育の時間)

第8条 認定こども園の教育及び保育の時間は、次のとおりとする。

(1) 1号認定子ども 午前9時から午後3時まで（月曜日から金曜日に限る。）

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども 午前8時30分から午後4時30分まで（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する1月当たり平均200時間までの保育必要量の認定を受けた子どもにあっては午前7時30分から午後6時30分まで）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、前項の教育及び保育の時間を超えて保育を実施すること（以下「長時間保育」という。）ができる。ただし、1号認定子どもは、午後3時から午後4時30分までとする。

3 前2項の教育及び保育の時間は、開園時間内に限るものとする。

(利用の申込み等)

第9条 認定こども園の利用を希望する保護者は、あらかじめ市長に申し込み、承諾を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、支援法第20条の規定による認定の区分及び同法第33条第2項の規定により利用の可否を決定し、保護者に通知するものとする。この場合において、市長は、利用を決定したときは、利用期間を定めることができる。

3 前項の規定により、利用の決定を受けた子ども（以下「利用児童」という。）の保護者は、申込みの内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 利用児童の利用を解除しようとする保護者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(長時間保育の申込み等)

第10条 利用児童の保護者が長時間保育を希望するときは、あらかじめ市長に申し込み、承諾を得なければならない。ただし、保護者の傷病等による緊急的な措置として長時間

保育が必要であると市長が認めたときは、この限りでない。

- 2 保護者は、前項の規定により長時間保育の決定を受けた後、当該保育について変更しようとするときは、あらかじめ市長に申し出、承諾を得なければならない。
- 3 市長は、前2項の申込み等があったときは、長時間保育又は変更の可否を決定し、保護者に通知するものとする。
- 4 長時間保育を解除しようとする保護者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(児童台帳の作成)

第11条 市長は、第9条第2項の規定により利用の決定をしたときは、児童台帳を作成するものとする。

(利用の制限等)

第12条 市長は、利用児童又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定こども園の利用を制限し、又は解除することができる。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条各号に掲げる事由に該当しなくなったとき。
 - (2) 感染症でその病気が他の利用児童に感染するおそれがあるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が認定こども園の管理上必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用児童の利用を制限し、又は解除しようとするときは、保護者に通知するものとする。

(利用期間の特例)

第13条 市長は、利用児童が第9条第2項後段に規定する期間が到来した場合において、引き続き教育及び保育の必要があると認めるときは、当該期間を必要な範囲内で延長することができる。

(保育料)

第14条 利用児童の保護者は、毎月末日(12月にあつては、25日)までに保育料を納付しなければならない。

- 2 保育料は、安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成27年安曇野市条例第15号)第3条に規定する額とする。
- 3 市長は、保育料を決定したとき、又は変更が生じたときは、保護者に通知するものとする。

(長時間保育料)

第15条 長時間保育の実施を受けた利用児童の保護者は、市長が指定する期日までに長時間保育料を納付しなければならない。

- 2 長時間保育料は、規則で定める額とする。

- 3 市長は、長時間保育料を決定したとき、又は変更が生じたときは、保護者に通知するものとする。

(督促及び延滞金)

第16条 保育料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金については、安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（平成17年安曇野市条例第86号）の定めるところによる。

- 2 安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例第3条の規定は、長時間保育料について準用する。この場合において、同条第1項中「市税外収入金」とあるのは、「長時間保育料」と読み替えるものとする。

(保育料等の減免)

第17条 市長は、必要があると認めたときは、保育料又は長時間保育料を減免することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第9条及び第10条の規定による利用等に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の例によりすることができる。

別表（第2条関係）

名称	住所
安曇野市立豊科認定こども園	安曇野市豊科4553番地15
安曇野市立豊科南部認定こども園	安曇野市豊科369番地1
安曇野市立南穂高認定こども園	安曇野市豊科南穂高2856番地
安曇野市立たつみ認定こども園	安曇野市豊科高家151番地1
安曇野市立アルプス認定こども園	安曇野市豊科高家3259番地
安曇野市立上川手認定こども園	安曇野市豊科田沢4917番地1
安曇野市立有明の森認定こども園	安曇野市穂高有明2105番地274
安曇野市立有明あおぞら認定こども園	安曇野市穂高有明9511番地
安曇野市立西穂高認定こども園	安曇野市穂高柏原5217番地
安曇野市立北穂高認定こども園	安曇野市穂高北穂高494番地1

安曇野市立穂高認定こども園	安曇野市穂高9175番地
安曇野市立三郷北部認定こども園	安曇野市三郷明盛3324番地
安曇野市立三郷南部認定こども園	安曇野市三郷温60番地1
安曇野市立三郷東部認定こども園	安曇野市三郷明盛1068番地1
安曇野市立三郷西部認定こども園	安曇野市三郷小倉3484番地1
安曇野市立堀金認定こども園	安曇野市堀金烏川2280番地
安曇野市立明科北認定こども園	安曇野市明科東川手872番地1
安曇野市立明科南認定こども園	安曇野市明科中川手2789番地

平成 28 年 8 月 23 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市保育所条例の一部を改正する条例

安曇野市保育所条例（平成17年安曇野市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき設置する保育所並びに児童福祉法」を削り、「規定する保育所」の次に「（安曇野市立認定こども園条例（平成28年安曇野市条例第 号）に基づく認定こども園を除く。）」を加える。

第2条から第6条までを削る。

第7条の見出し中「保育」を「利用」に改め、同条第1項中「保育」を「保育所の利用」に、「申込書を所長に提出し」を「あらかじめ市長に申し込み、承諾を得」に改め、同条第2項中「所長」を「市長」に、「申込書の提出」を「申込み」に改め、「子ども・子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号）」を加え、「及び同法第33条第2項の規定」を削り、同項前段中「保育の」を「利用の」に改め、同項中「保育を」を「利用を」に、「保育の必要な」を「利用」に改め、同条第3項中「保育」を「利用」に、「入所児童」を「利用児童」に、「申込書に記載された事項」を「申込みの内容」に、「変更届を所長に提出し」を「市長に届け出」に改め、同条第4項中「入所児童」を「利用児童」に、「事前に退所届を所長に提出し」を「あらかじめ市長に届け出」に改め、同条を第2条とする。

第8条の見出し中「申請」を「申込み」に改め、同条第1項中「入所児童」を「利用児童」に改め、同項本文中「長時間保育」を「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条の保育必要量を超える保育（以下「長時間保育」という。）」に改め、同項中「場合は、事前に申請書を所長に提出し」を「ときは、あらかじめ市長に申し込み、承諾を得」に改め、同項ただし書中「所長」を「市長」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「の変更又は解除を」を「について変更」に、「事前に変更届を所長に提出し」を「あらかじめ市長に申し出、承諾を得」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の2項を加える。

3 市長は、前2項の申込み等があったときは、長時間保育又は変更の可否を決定し、保護者に通知するものとする。

4 長時間保育を解除しようとする保護者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。
第8条を第3条とする。

第9条中「所長」を「市長」に、「保育又は長時間保育（次条において「保育等」という。）」を「利用」に改め、同条を第4条とする。

第10条の見出し中「保育等」を「利用」に改め、同条第1項中「所長は、入所児童」「市長は、利用児童」に、「保育等」を「保育所の利用」に改め、同項第1号中「（平成26年内閣府令第44号）」を削り、同項第2号中「入所児童」を「利用児童」に改め、同項

第3号中「所長」を「市長」に改め、同条第2項中「所長」を「市長」に、「入所児童の保育等を解除」を「利用児童の利用を制限し、又は解除」に改め、同条を第5条とする。

第11条中「所長は、保育を実施している入所児童が第7条第2項後段」を「市長は、利用児童が第2条第2項」に、「保育の」を「利用の」に改め、同条を第6条とする。

第12条第1項中「保育の実施を受けた入所児童」を「利用児童」に改め、同条を第7条とする。

第13条第1項中「入所児童」を「利用児童」に改め、同条を第8条とし、第14条を第9条とし、第15条を第10条とし、第16条を第11条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の安曇野市保育所条例の規定により課した、又は課すべきであった保育料又は長時間保育料の取扱いについては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第2条及び第3条の規定による利用等に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の例によりすることができる。

平成28年8月23日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 76 号

安曇野市入学準備金貸付基金条例

安曇野市奨学金基金条例（平成 19 年安曇野市条例第 13 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 高等学校又は大学への入学に要する費用の支出が困難な保護者に対し入学準備金の貸付けを行うため、安曇野市入学準備金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 入学準備金 高等学校又は大学への入学に要する入学金その他の費用をいう。
- （2） 高等学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、高等専門学校及びこれらに準ずる学校をいう。
- （3） 大学 学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校及びこれらに準ずる学校をいう。
- （4） 進学希望者 高等学校又は大学に入学を希望する者をいう。
- （5） 保護者 進学希望者の父母及びこれらに準ずる者をいう。
- （6） 借受人 入学準備金の貸付けを受けた保護者をいう。

（基金の額）

第 3 条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

（管理）

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 7 条 市長は、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより、これを処分することができる。

（貸付条件）

第 8 条 入学準備金の貸付けを受けることができる保護者は、次の各号の要件を備えていなければならない。

- （1） 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市の住民基本台帳に記

録されており、かつ、現に居住していること。

(2) 高等学校又は大学に入学することが確実である進学希望者の保護者であること。

(3) 生計を一にする者の所得の合計額が規則で定める額以下であること。

(4) 連帯保証人を立てることができること。

2 入学準備金の貸付額の上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高等学校 国立又は公立高等学校にあつては 10 万円、私立高等学校にあつては 30 万円

(2) 大学 国立又は公立大学にあつては 40 万円、私立大学にあつては 60 万円

3 入学準備金は、利息を付さないものとする。

(借受けの申請)

第9条 入学準備金の貸付けを受けようとする保護者は、あらかじめ市長に申請しなければならない。

(貸付けの決定等)

第10条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、貸付けの適否を決定し、申請をした者に通知するものとする。

(契約の締結)

第11条 市長は、前条に規定する通知を受けた者に貸付けを行おうとするときは、返済期間その他の必要事項について契約を締結しなければならない。

(返済)

第12条 入学準備金の返済は月賦払いとし、返済期間は進学希望者の修学期間を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、借受人は、入学準備金の返済を繰り上げて行うことができる。

(届出)

第13条 借受人は、申請書等に記載した事項に異動が生じたときは、速やかに市長に届出なければならない。

(貸付けの取消し等)

第14条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、入学準備金の貸付決定を取り消し、貸付契約を解除するものとする。

(1) 第8条第1項第1号又は第4号に定める要件を欠くに至ったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な方法により入学準備金の貸付けを受けようとし、又は貸付けを受けたとき。

(3) 入学予定者が入学をしなかったとき。

(返済期限の猶予又は返済の免除)

第15条 市長は、借受人が災害その他のやむを得ない事情により入学準備金の返還が著し

く困難であると認めたときは、入学準備金の全部又は一部の返済期限の猶予又は返済の免除をすることができる。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

平成 28 年 8 月 23 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘